

新しい法律のご紹介（第2回）

成年後見法と任意後見契約－高齢化社会に備えた財産管理と福祉との連携

2000年6月

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

市民生活に重要な影響を及ぼすと思われる新しい法律を、できるだけやさしい言葉で紹介するコーナーの第2回目は、「成年後見法」です。

最近アルツハイマー氏病という名前をよく聞きませんか。また、介護保険制度も社会の関心事です。

平成12年4月1日に新しい成年後見制度がスタートしました。これまでの禁治産・準禁治産制度を全面的に改正し、痴ほう性高齢者、知的・精神障害により、判断能力が不十分な方について、本人を保護するものです。この制度の要点は、①禁治産・準禁治産を後見・保佐という制度に改めると同時に、補助という制度を作ったこと（民法の一部改正）、②あらかじめ本人が判断能力がある間に任意後見契約を結ぶことを認めた（任意後見契約に関する法律）ことにあります。

同じ4月1日から、介護保険制度も始まりました。つまり、この成年後見制度は、これからの高齢化社会に備え、まだ判断能力がある場合は、自分の老後や財産管理を任意後見契約（②）により決め、既に軽度の痴ほうにある場合は、補助の制度を用いて、介護等を充実させようというもので、民法と介護や福祉の橋渡しをする大事な法律で、社会的には大きな影響があると思われます。そこで、もう少し詳しく見てみましょう。

高齢者で、介護認定の申請をしたり、介護サービス契約の締結をするには助けがいるとか、高額の買い物で被害を受ける心配があるという程度の、軽度の痴ほうの方がたくさんおられます。そのような方は、ご自身でも親族からでも、家庭裁判所に申請して、補助人を選んでもらえます。手続は家庭裁判所でも教えてもらえますが、弁護士を代理人として申請することもできます。

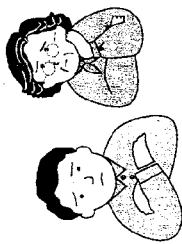
また、今は大丈夫ですが、将来痴ほうになるかもしれないので、その際の介護や財産管理に不安を感じるという方は、任意後見契約を結ぶことができます（弁護士を代理人として、締結することもできます）。どのような人を任意後見人に選ぶかは、本人の選択によりますが、信頼のおける社会福祉法人等が想定されますし、任意後見人を監督する任意後見監督人には弁護士等が選任され、契約に当たっては、公正証書を作り、特殊な登記（これは一般には閲覧できません）をして、将来の確実な履行が確保されるように工夫されています。また、任意後見契約は、親の老後・死後の、いわゆる親なき後の子である障害者の保護のために、親ないし子と第三者の間で、任意後見契約を締結することも可能になりました。

当事務所では、高齢化社会に備え、様々なニーズに応えるため、どのようなサービスを提供できるかについて検討しています。お気軽にご相談下さい。

判断能力が十分ではない方がたとえば...

- ・家を売りたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・遺産分割をしたいとき

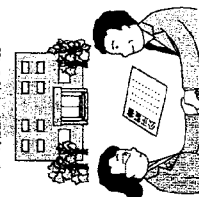
1人でするには不安がある。1人ではできない。



任意後見契約

公正証書によって行います。

公証人役場



判断能力が不十分になったとき

申立て

●後見/保佐/補助の開始の申立て



[申立てに必要なもの]

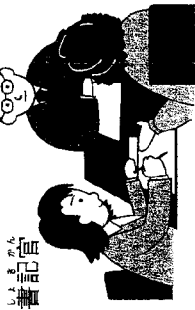
- ・申立書
- ・申立手数料(1件につき600円の収入印紙)
- ・登記印紙
- ・郵便切手
- ・戸籍謄本、住民票
- ・成年後見に関する登記事項証明書
- ・診断書

●任意後見監督人選任の申立て

審判手続

審問

必要に応じ家事審判官(裁判官)が直接事情を尋ねます。



調査

家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせさせていただきます。



★本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。(別途費用がかかります。)

審

判

監督

※監督の流れ

家庭裁判所

任意後見監督人

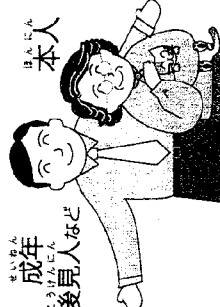
成年後見監督人など

任意後見人

成年後見人など

援助

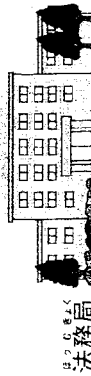
成年後見人など



◎身の回りに配慮しながら財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。



法務局